

内規及びOB会会則

横浜市小学校教育研究会 内規

- 第1条 本内規は、横浜市小学校算数教育研究会内の慶弔及び研修活動を行い、会員相互の親睦と資質の向上をはかることを目的とする。
- 第2条 本内規は、役員、顧問、相談委員、企画委員及び幹事（以下研究内員と称する）をもって組織する。
- 第3条 本内規の運営は、役員がこれにあたる。
- 第4条 本内規による事業は下記のことを扱う。
- 1 研究内員の昇任 祝賀会を開き祝意を表す。
 - 2 研究内員の表彰 祝賀会を開き祝意を表す。
 - 3 研究内員の死亡 会長名をもって会員へ連絡し、役員は弔問し花輪または生花1基、香典10,000円を供える。
 - 4 研究内員の家族及び配偶者の実養父母の死亡 役員または区の幹事は弔問し、香典10,000円を供える。
 - 5 研究内員の退職 送別会を開き感謝の意を表す。
 - 6 研究内員の長期にわたる療養、火災、不慮の災害等。役員会で見舞いの方法を定め、幹事会にはかり執行する。緊急の場合には幹事会へ事後報告することとし、役員会で執行する。
 - 7 その他 会長が本内規の目的に照らし、必要と判断したことを行う。
- 第5条 研究内員は幹事費を年度初めに拠出する。ただし祝賀送別会費、見舞金、記念品代は別途拠出する。また、運営上臨時会費を徴収することができる。
- 第6条 本会に多大の寄与をされた方へは、会長は幹事会にはかり第4条に準じて内規に関する事項を執行することができる。
- 第7条 本内規の執行にあたり、当該者より返礼の金品はいかなることがあっても受け取ってはならない。
- 第8条 収支決算は幹事会で研究内員に報告し、新役員会へ引き継ぐ。
- 第9条 本内規は事業年度の前年の研究内員についても適用する。
- 第10条 本内規に該当することが生じたときに区代表幹事は役員に連絡する。
- 第11条 本内規は、平成27年4月1日より実施する。

横浜市小学校算数教育研究会 OB会 会則

- 第1条（名称）
本会は、横浜市小学校算数教育研究会 OB会と称する。
- 第2条（会員）
本会の会員資格は次のとおりとする。
- (1) 横浜市小学校算数教育研究会の会員で校長、副校長、企画委員の役で退職をしたもの
 - (2) 会費を支払ったもの
- 第3条（事務局）
本会の事務局を横浜市小学校算数教育研究会会長在任校に置く。
- 第4条（目的）
本会は退職会員と現役会員の相互の親睦と融和を図ることを目的とする。
- 第5条（運営）
本会の運営は、横浜市小学校算数教育研究会の役員があたる。また、会長が任命したOB代表が運営にあたることができる。運営に当たるものは、次の業務を行うこととする。
- (1) 懇親会の案内を送付する。
 - (2) 「研究計画と組織」および「広報」を送付する。
 - (3) 名簿・会費の管理を行う。
 - (4) 「研究紀要」を4月懇親会に参加したものにへ配付する。
- 第6条（会費）
本会の経費は会費及び寄付金その他収入によるものとする。また、会費については終身会費制とし入会時に10,000円を徴収する。
- 第7条（会計報告）
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1ヶ年とする。前年度収支決算は送付によって承認を受けたものとする。
- 第8条（退会）
本会会員は、次の場合に退会となる。
- (1) 死亡ならびに本人からの申し出があったとき
 - (2) 3年間連絡が無い場合
- 第9条（会則の改定）
本会則の改訂は役員会で承認を得るものとする。

附則

本規約は平成28年3月3日から適用する。